

## 平成 28 年度青森市地域密着型サービス事業者の 選考に関する基本的考え方（案）

### 1 一次審査《書類選考の実施》

#### (1) 評価方法

一次審査については、選考基準に基づき評価を行うものとし、普通（標準的）以上を確保したもののうちから、次のとおり二次審査の候補者を選考する。

評価点数は運営審議会委員が採点した平均点とする。

- ア 小規模多機能型居宅介護については各圏域における評価点の上位 5 者以内  
イ 認知症対応型共同生活介護については評価点の上位 5 者以内

- ・小規模多機能型居宅介護：各圏域から上位 5 者
  - ・認知症対応型共同生活介護：上位 5 者（圏域指定なし）
  - ・最高点、最低点ともに平均点の算出に用いる
- ※H27 年度は最高点と最低点を除いて平均点を算出

採点基準

	全く不十分	不十分	普通（標準的）	良い	大変良い
10点	0	3	5	7	10

#### (2) 留意事項

##### ア 一次審査の選考について

一次審査に当たり、事前に運営審議会委員へ選考書類を送付し、仮採点を行うものとする。

一次審査当日に審査会場備え付けの応募者を特定できない「応募申請書」、「提案書」、「資金計画関係書類」、「建物関係書類」、「法人の概要に関する書類」について、「青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準」に基づき選考を行うものとする。

##### イ 運営審議会委員が関連する法人から応募があった場合について

運営審議会委員が関連する法人から応募があったサービスについては、公募の公平性、中立性を図る観点から、当該委員は、当該サービスに係る審査から外れるものとする。

##### ウ 応募者が特定できる内容について

応募書類に添付されている、法人の沿革及び事業概要調書等について、その内容により応募者が特定される可能性がある場合には、その内容については、伏せるものとする。

#### (3) 応募者に対する通知

一次審査の結果、書類選考外となった者及び二次審査の候補者となった者に対し結果通知文を発送する。また、二次審査の候補者については、二次審査の実施日、実施予定時刻、二次審査の

方法等について事前に通知するものとする。

## 2 二次審査《業務提案（プレゼンテーション）の実施》

### （1）評価方法

二次審査における評価方法については、より明確な評価を実施するために地域密着型サービスを提供する上で重要となる要点を踏まえ、業務提案（プレゼンテーション）に関する評価及び運営審議会委員による事業者に対する質疑応答に関する評価を行うものとする。

### （2）留意事項

#### ア 二次審査の出席者について

事業を運営する同一法人の者 3 人までを出席可とする。

#### イ 業務提案（プレゼンテーション）の時間について

自己 PR 5 分、質疑応答 10 分を基本とするが、二次審査の対象者数に応じて調整するものとする。

#### ウ 事業者が二次審査にて配付する資料について

二次審査において事業者が運営審議会委員に対し資料の配付を行う場合については、事業者の固有情報等を記載しないものとする。

#### エ 二次審査での事業者名の非公開について

応募者の特定ができないように、事業者名や代表者名、二次審査出席者名を公表しないよう伝え、事前に応募者に対する通知により知らせた応募者番号をもって二次審査での業務提案（プレゼンテーション）を行うものとする。

#### オ 青森市地域密着型サービス等運営審議会委員が関連する法人より応募があった場合について

運営審議会委員が関連する法人より応募があったサービスについては、公募の公平性、中立性を図る観点から、当該委員は、当該サービスに係る審査から外れるものとする。

#### カ 評価について

二次審査の評価については、運営審議会委員が以下の評価点数により評価を行うものとする。

### （3）業務提案（プレゼンテーション 100 点）

一次評価の選考基準の中から個別項目を指定し、項目ごとに配点、評価を行うものとする。

配点は、100 点の配点を個別項目数で除し、項目数に応じて下表のとおりとするが、項目数で割り切れない場合は、配点を調整するものとする。

### （4）質疑応答 100 点

配点は、100 点の配点を質問数で除し、質問ごとに配点し、評価を行うものとする。

配点は、質問数に応じて下表のとおりとするが、質問数で割り切れない場合は、配点を調整するものとする。

採点基準

配点	
20点	
15点	
10点	

### 3 選考会議

#### (1) 選考方法について

ア 二次審査は、各運運営審議会委員が採点した業務提案(プレゼンテーション)に関する評価点及び質疑応答に関する評価点の合計の平均点により行うこととする。

イ 二次審査の評価点の平均点により順位付けを行い、普通(標準的)以上を確保したもののうち、順位1位の者を選考するものとする。

なお、小規模多機能型居宅介護は、異なる圏域から1者ずつ最高5者を選考するものとし、同じ圏域に複数の応募があった際には、同じ圏域内で評価点数の順位が上位の者1者を選考する。

#### (2) 同点者が出た場合について

採点により順位1位に同点者が出た場合には、再度、その事業者に対し順位付けを行うものとする。

#### (3) 辞退があった場合の選考について

ア 二次審査により選考された事業者が平成28年12月までに辞退した場合は、普通(標準的)以上を確保したもののうちから、次点の事業者を繰り上げて選考したものとみなす。

なお、小規模多機能型居宅介護は、選考されていない圏域から選考するものとする。

※詳細は別紙のとおりとする。

イ アにより次点の事業者を繰り上げて選考する場合は、事前に当該事業者の同意を得ることとする。

ウ 平成29年1月以降に辞退があった場合は、改めて公募する。

辞退があった場合の対策

## 小規模多機能型居宅介護における選考後に辞退があった場合の取扱いについて

公募圏域は、1,3,4,6,7,11圏域(6圏域)であるが、選考するのは5事業者であるため、二次審査の評価点が高い順に、1つの圏域につき1事業者となるよう5事業者を選考する。

(例1: 辞退した事業者が応募した圏域と同じ圏域に応募した事業者が選考される場合)

二次審査の 評価点順位	応募 圏域	選考結果 (辞退前)	選考結果 (辞退後)	備考
1	3	順位1位	辞退	辞退 (応募圏域3)
2	1	順位2位	順位1位	
3	7	順位3位	順位2位	
4	1	選考外 順位2位の事業者と同じ応募圏	左に同じ	
5	3	選考外 順位1位の事業者と同じ応募圏	順位3位	新たに選考 (応募圏域3)
6	4	順位4位	順位4位	
7	11	順位5位	順位5位	
8	3	選考外 順位1位の事業者と同じ応募圏	選考外 順位3位の事業者と同じ応募圏	
9	6	選考外: 順位6位	左に同じ	
10	7	選考外: 順位7位	左に同じ	

(例2: 辞退した事業者が応募した圏域と異なる圏域に応募した事業者が選考される場合)

二次審査の 評価点順位	応募 圏域	選考結果 (辞退前)	選考結果 (辞退後)	備考
1	3	順位1位	順位1位	
2	1	順位2位	順位2位	
3	7	順位3位	辞退	辞退 (応募圏域7)
4	1	選考外 順位2位の事業者と同じ応募圏	左に同じ	
5	3	選考外 順位1位の事業者と同じ応募圏	左に同じ	
6	4	順位4位	順位3位	
7	11	順位5位	順位4位	
8	3	選考外 順位1位の事業者と同じ応募圏	左に同じ	
9	6	選考外: 順位6位	順位5位	新たに選考 (応募圏域6)
10	7	選考外: 順位7位	選考外: 順位6位	